

共済の今日と未来を考える懇話会

新業法と自主共済で勉強会

国會議員の理解求めて開催



「共済の今日と未来を考える懇話会」は10月25日、東京都千代田区の衆議院第一議員会館第2会議室で「新保険業法と自主共済についての勉強会」が開催された。

懇話会（日本労働者山岳連盟、全日本民主医療

機関連合会、全国商工団体連合会、全国保険医団体連合会の4団体で構成は、保険業法の改正で自主的に運営する多くの共済制度が存続の危機感を募らせており、金融庁に対する保険業法の適用除外を求めた署名活動や衆参両院の金融委員会担当議員への働きかけなどを行っている。

押尾氏は、①保険業法改正の背景・ねらい②日本固有の「共済問題」③保険業法による共済規制一柱に解説。「もともと自主共済は、経営者の労務管理政策の一環として実施される慈恵的な企業内共済に対抗して、労働者が連帯・団結して自ら扶助による共済。ところが、1970年代以降

議員会館での勉強会は今回が初めてで、懇話会では「多くの国會議員にこの問題を知つてもらうため」に開催準備を進めてきた。

議員会館での勉強会はなった職域における自主共済は、社会の多様な職業を基盤に組織されたり、地域社会の活性化のために重要な役割を担っている。また、社会運動としての共済は、今日では地域社会に貢献するという視点を持つようになつてきている。共済運動は、真に社会保障の補完的な役割を果たしておらず、社会保障の一層の拡充を目指す国民的運動をさらに発展させていくべき」と説明した。

勉強会の中では、複数の国會議員が懇話会の取組みの意義や賛同意見を述べた。講演終了後に(議員秘書)②金融庁との交渉過程（懇話会のメンバー）③懇話会の考え方を賛同しており、行政に訴えていきたい（制度共済の団体の人）などのが感想・疑問や意見が出され、押尾氏は「自主共済団体は、構成員の自治の下に民主的に運営されている。その実態を十分理解してもらうことが重要。適用除外を勝ち取る運動を続けていきたい」との考えを示した。



10月25日に衆議院第一議員会館で開かれた勉強会